令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱

（目的）

第１条　一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、愛媛県への送客を目的とした旅行商品を造成予定する旅行会社及び愛媛県の観光素材を扱うメディア等の現地視察・取材等に対する経費の一部を助成することで、国内外から一層の観光誘客、本県のイメージアップ、観光産業の振興を図る。

（助成事業者）

第２条　助成事業者は、次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

1. 旅行業法(昭和27年法律第239号)第３条に基づく登録を受けている県外旅行会社。
2. 愛媛県の観光素材を扱うメディアの内、特に必要と認める者。
3. 日本国内への送客や取材、記事掲載等の実績がある国外の旅行会社及びメディア。

（助成要件）

第３条　次の要件をすべて満たし、事前に一般社団法人愛媛県観光物産協会会長（以下「会長」という。）に申請し、会長が承認した視察を対象として、予算の範囲内で助成する。

(１)令和２年７月１日（水）から令和３年２月28日（日）までの間（いずれも宿泊日

基準）に実施する、愛媛県内の宿泊施設（旅館業法による営業許可を受けたホテル・旅館等の施設、もしくは、住宅宿泊事業法により届け出た施設。但し、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による営業許可を受けた施設を除く。）に宿泊し、愛媛県内の観光施設・体験プログラム等の視察・取材等を目的とするもの。

(２)助成対象期間内において１事業者２名までとすること。

(３)旅行会社にあっては、現地視察終了後、報告書を提出するとともに、旅行商品の造

成に努めること。メディア等にあっては、現地視察・取材等終了後、記事の掲載等を行うこと。なお、掲載時期は年度内を原則とする。

(４)現地視察・取材等終了後の本県への送客状況等に関する調査について協力すること。

（助成対象経費等）

第４条　助成対象経費等は、次のとおりとする。

1. 助成対象経費は、愛媛県への視察に必要な旅費交通費(航空券代、鉄道・バス運賃、

レンタカー代、ガソリン代、有料道路代等)、県内での宿泊費、施設入場・体験料の実費相当とする。ただし、宿泊費に含まれない飲食代は助成対象外とする。

1. 愛媛県以外の現地視察・取材等を兼ねる場合、観光施設等の利用割合を旅費交通費

に乗じて助成対象とする。また、航空機を利用する場合は、原則として松山空港を利用することとし、往路または復路のいずれか一方について松山空港発着以外の空路を利用した場合は、当該区間について実費の半額を助成対象とする。

（３）助成限度額については、事業所所在地に応じ、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 事業所所在地 | １人当たり限度額 |
| 国内 | 四国内(愛媛県を除く) | 20千円 |
| 中国地方 | 30千円 |
| その他 | 50千円 |
| 海外 | 松山空港に直行便のある国と地域 | 100千円 |
| その他 | 150千円 |

※１人当たりの単価については、対象経費の総額を参加者数で除したもの(100円未満

は切り捨て)とする。

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が指定する着地型旅行商品を行程に含む場合は、１人当たり限度額に5千円を加算する。

※一般社団法人愛媛県観光物産協会が実施する他の助成事業との併用は可とする。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地視察・取材等の出発日の前日から起算して14日前までに助成金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて会長に提出しなければならない。

２　助成は、予算の範囲内で交付することとし、予算額に達した時点で終了とする（書面で申請のあった順に審査し、助成を決定する）。

（助成金の交付決定）

第６条　会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた時は、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第２号）により、速やかに通知するものとする。

（助成事業の変更承認申請）

第７条　申請者は、現地視察・取材等の内容を変更又は中止しようとするときは、すみやかに事業変更（中止）承認申請書（様式第３号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　会長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、事業変更（中止）承認書（様式４号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第８条　申請者は、現地視察・取材等の終了の翌日から起算して14日以内に、実績報告書（様式第５号）に関係書類を添えて、会長に提出しなければならない。なお、期限までに提出がない場合は、助成金を申請する権利を自ら放棄したものとみなすことがある。

（助成金の額の確定）

第９条　会長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第６号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第10条　前条の規定により、助成金の額の確定通知を受けた申請者は、助成金請求書（様式第７号）を会長に提出しなければならない。

２　会長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第11条　申請者は、当該助成事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第12条　会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　助成事業者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2)　助成事業者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3)　その他会長が特別の理由があると認めたとき。

２　前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

３　会長は、第１項の場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（雑則）

第13条　この要綱に含まれない事項については、その都度協議して決定する。

附則

　この要綱は、令和２年７月１日から適用する。

様式第１号（第５条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付申請書

　令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第５条の規定により、次のとおり助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　現地視察・取材等予定期間

　令和　　年　　月　　日（　）～　令和　　年　　月　　日（　）

２　参加者（役職及び氏名）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 役職 |  | 氏名 |  |
|  | 役職 |  | 氏名 |  |

３　視察行程表

　　別紙のとおり

４　現地視察・取材等経費総額（予定）

　　　　　　円

５　交付申請額（予定ベース）

　　　　　　円

６　担当者（役職、氏名、連絡先）

|  |  |
| --- | --- |
| 担当者所属部署 |  |
| 担当者氏名 |  |
| メールアドレス |  |
| 電話・ＦＡＸ番号 | TEL: FAX: |

７　添付書類

　・造成を予定している旅行商品の概要や取材の趣旨・目的等が分かるもの。

・視察にかかる費用見積明細書・積算書

※企画旅行商品等を利用する場合は、県内での宿泊が含まれていることが分かる予約確認書等が別途必要になります。

様式第２号（第６条関係）

観物協第　　号

令和　年　月　日

　　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付決定通知書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金の交付については、令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第６条の規定により、その交付を下記のとおり決定します。

記

１　現地視察・取材等予定期間

　令和　　年　　月　　日（　）～　令和　　年　　月　　日（　）

２　参加者（役職及び氏名）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 役職 |  | 氏名 |  |
|  | 役職 |  | 氏名 |  |

３　交付予定額

　　　　　　円

４　交付条件

（１）この助成金は、愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

（３）現地視察・取材等の終了の翌日から起算して14日以内に、愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金実績報告書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第３号（第７条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金事業変更（中止）承認申請書

　令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付決定通知のあった助成事業について、次のとおり変更（中止）したいので、令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第７条第１項の規定により、その承認を申請します。

記

１　変更（中止）の内容

２　変更（中止）の理由

３　助成金交付変更額

　　　　既交付決定額（Ａ）　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　変更承認申請額（Ｂ）　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ｂ－Ａ）　金　　　　　　　　　　　　円

４　変更後の現地視察・取材等予定期間、参加者、現地視察・取材等経費総額（予定）等

　　　別紙のとおり

様式第４号（第７条関係）

観物協第　　号

令和　年　月　日

　　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金事業変更（中止）承認書

令和　年　月　日付けで申請のあった助成金交付の変更（中止）については、令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第７条第２項の規定により、次のとおり承認します。

記

１　令和　年　月　日付けで申請のあった令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金事業変更（中止）承認申請書記載のとおり。

２　交付予定額

　　　　変更後（Ａ）　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　変更前（Ｂ）　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　　　　差引増減額（Ａ－Ｂ）　金　　　　　　　　　　　　円

３　交付条件

（１）この助成金は、愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

（２）次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長の承認または指示を受けなければなりません。

　　ア　申請書に記載された内容を変更するとき。

　　イ　助成事業を中止し、または廃止するとき。

　　ウ　予定の期限内に完了しないとき、またはその遂行が困難となったとき。

（３）現地視察・取材等の終了の翌日から起算して14日以内に、愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金実績報告書等を提出してください。

（４）会長が必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、または助成事業の執行状況について実地検査をします。

（５）愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱に違反した場合は、交付の決定を取消し、助成金の返還を求めます。

様式第５号（第８条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金事業実績報告書

　令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付決定通知のあった助成事業の実績について、次のとおり令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第８条の規定により報告します。

記

１　現地視察・取材等経費総額　金　　　　　　　　　　　　円

２　助成金額　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　現地視察・取材等の概要

別紙のとおり

４　添付書類

　①最終行程表

　②視察にかかったすべての経費が明示された精算書

　③助成対象経費すべての領収書（写）、又はクーポン（写）等、支払った事が証明できるもの（②の精算書と照合できるもの）

④企画旅行商品等を利用する場合は、クーポンである企画実施旅行会社発行の最終旅程表(写)等及び宿泊が証明できるもの

⑤航空機利用の場合、搭乗証明書(写)

⑥事業の実施を証する写真または参考資料等

　⑦一般社団法人愛媛県観光物産協会が指定する着地型旅行商品を行程に含む場合は、当該施設等を利用したことが証明できるもの

（別　紙）

事業実績報告書

１　現地視察・取材等の日時

２　記入者（参加者ごとに作成すること）

　　　役職・氏名

３　概要

（1）愛媛県全体の印象について

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大変満足 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　【感想等】

（2）施設・体験プログラムについて（施設・体験ごとに記入のこと。）

　　　≪名称：　　　　　　　　　≫

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大変満足 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　【感想等】

≪名称：　　　　　　　　　≫

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 大変満足 | 満足 | やや満足 | やや不満 | 不満 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

　　【感想等】

（3）特に印象に残った施設・体験プログラム（特によかった点、改善すべき点など）

（4）その他（意見・要望など）

様式第６号（第９条関係）

観物協第　　号

令和　年　月　日

　　様

一般社団法人愛媛県観光物産協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　会長　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付確定通知書

令和　年　月　日付けで実績報告のありました令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金については、次のとおり助成金の額を確定したので、令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第９条の規定により通知します。

記

１　交付予定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

様式第７号（第10条関係）

令和　年　月　日

一般社団法人愛媛県観光物産協会会長　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所　在　地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　㊞

令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金請求書

令和　年　月　日付け観物協第　　号で交付確定通知した助成金について、令和２年度愛媛県旅行会社等視察支援事業助成金交付要綱第10条の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　請　　 求　　 額 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| ２　振込口座 | 金融機関名：支店名：口座種類：口座番号

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |

： |

（参考様式）

宿泊証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者名（旅行会社名） |  |
| 滞　在　期　間 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| 宿泊日・宿泊人数 | 令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人 |
| 延べ宿泊人数 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　人 |

上記内容に相違ないことを証明します。

令和　　　年 　　　月 　　　日

所　在　地：

宿泊施設名称：

記　入　者：　　　　　　　　　　　　印

（電　話： 　　　　　　　　　　　　　）

（参考様式）

施設等利用証明書

|  |  |
| --- | --- |
| 利用者名（旅行会社名） |  |
| 利用日・利用人数 | 令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人令和　　年　　月　　日　　　　　　　　人 |

上記内容に相違ないことを証明します。

令和　　　年 　　　月 　　　日

所　在　地：

施設等名称：

記　入　者：　　　　　　　　　　　　印

（電　話： 　　　　　　　　　　　　　）